



令和8年8月3日(月)
社会福祉法人香川県共同募金会
担当：中井・山口
電話：087-823-2110

「令和8年熊本地震義援金」の募集について

令和8年7月28日に発生した熊本地震に対して、熊本県内10市10町1村に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施することになりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

1 義援金の名称

「令和8年熊本地震義援金」

2 義援金の受付方法

[熊本県共同募金会へ直接送金する場合]

(1) 義援金受付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年10月30日(金)まで

(2) 義援金の受入先等

別添「令和8年熊本地震義援金」募集要綱(初版)をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

(1) 義援金受付期間

令和8年8月3日(月)から令和8年10月30日(金)まで

(2) 義援金の取扱い場所

ア 香川県共同募金会

イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会

ウ 百十四銀行本・支店

エ 香川銀行本・支店

3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和8年熊本地震義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から熊本県共同募金会に送金します。

5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制上の優遇措置の適用対象となります。

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次の手続きのとおりです。

[熊本県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「令和8年熊本地震義援金」募集要綱（初版）を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

熊本県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

6 被災県共同募金会の問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会 Tel 096-354-3993

7 参 考

熊本県共同募金会の「令和8年熊本地震義援金」募集要綱（初版）を添付

「令和8年熊本地震義援金」募集要綱（初版）

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

令和8年7月28日（火）に発生した地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、10市10町1村（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）で災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

レイワハチネンクマモトジシנגイエキン
令和8年熊本地震義援金

3 募集期間

令和8年7月31日（金）から令和8年10月30日（金）まで

4 義援金の受け入れについて

金融機関	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行 スイドウチョウ 水道町支店	(普) 2787061	レイワハチネンクマモトジシングイエキン 令和8年熊本地震義援金 (フク) クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
クマモト 熊本銀行 本店営業部	(普) 3248213	レイワハチネンクマモトジシングイエキン 令和8年熊本地震義援金 (フク) クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-6-326682	クマモトケンキョウボ 熊本県共募 レイワハチネンクマモトジシングイエキン 令和8年熊本地震災害義援金
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

*上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現在準備中です。

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和8年7月31日（金）から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp